

日本海事協会が行う無線設備検査と貨物船安全無線証書の発行について

平成 24 年 12 月 25 日
一般社団法人 全国船舶無線工事協会

標記について、一般財団法人日本海事協会（以下、「NK」）から下記の情報を得ることができましたので、お知らせします。

記

今般、2012 年 9 月 12 日公布、2013 年 1 月 1 日施行の船舶安全法の一部改正（第八条）により、日本籍船舶の無線設備検査（以下、「SR 検査」）、及び「貨物船安全無線証書（以下、「SR 証書」）」の発行業務を、2013 年 1 月 1 日以降、国土交通省に代わり、NK を含む船級協会が実施することについて、認可される見込みとなりました。

本件、現時点においては関連省令改正の公布前ではありますが、2013 年 1 月 1 日以降の NK による SR 検査の取り扱い、及び、SR 証書の発行手続きにつき、以下の通りお知らせいたします。

1. 日本籍船舶に対する SR 検査実施について

前述の通り、NK は 2013 年 1 月 1 日以降、日本籍船舶の SR 検査の実施が可能となる見込みです。

SR 検査申し込みにつきましては、検査申込書に加えて、以下の書類を直接、検査を担当する NK 支部、事務所にご提出ください。

- ① 総務省総合通信局が発行した「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」、または、登録検査等事業者が点検・判定を行い作成した「船舶局及び船舶地球局の検査結果の報告書」（報告書発行日より 3 か月以内のもののみ有効とさせていただきますのでご注意ください。）
- ② 現有の SR 証書の写し（国際航海に従事する船舶のみ）
- ③ その他

登録検査等事業者が点検・判定を行い「船舶局及び船舶地球局の検査結果の報告書」を添えて申し込む場合であって、総務省発行の「無線局検査省略通知書」を受領している場合は、その写しを合わせてご提出下さい。

「無線局検査省略通知書」を受領していない場合は、検査申込書の連絡事項欄に「電波法第 73 条第 1 項の検査が同条第 3 項の規定により省略されなかった場合には改めて臨時検査（SR 検査）を申請する。」旨記載してください。この場合、後日「無線局検査省略通知書」の写しを NK 船級部にご提出下さい。

2. SR 証書の発行について

国際航海に従事する日本籍船舶にあつては、2013 年 1 月 1 日以降、これまで管海官庁において発給されておりました SR 証書の NK による発行が可能となる予定です。

尚、現有の管海官庁発行の SR 証書はその有効期限まで有効となります。

従いまして、原則として、定期的検査完了後は NK 検査員が現有 SR 証書に裏書きを行い、更新検査完了後は NK 書式による新しい SR 証書の発行を行います。

但し、証書記載内容に変更のあった場合、及び、船主殿が証書書換をご希望された場合においては、NK 書式により新しい SR 証書の発行を行います。

3. その他

海外の検査の取り扱いについても上記と同様になります。

なお、海外での検査につきましては、検査及び証書の発行を円滑に行うため、当面検査申込書の

写しを弊社検査技術部にお送りいただくようお願いいたします。

内航船の場合は上記SR 証書に関連する事項が省かれます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[検査申込書、手続き及びSR 証書発行について]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 情報センター 船級部

住所: 千葉県千葉市緑区大野台 1-8-5 (郵便番号 267-0056)

Tel: 043-294-5784

Fax: 043-294-5449

E-mail: cld@classnk.or.jp

[SR 検査全般について]

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

[総務省発行の「検査結果通知書」、及び、無線検査等事業者発行の「検査結果報告書」について]

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

この取り扱いに変更を生じた場合は、NK ホームページ、テクニカルインフォメーションで周知いたします。(http://www.classnk.or.jp/hp/ja/tech_news.aspx)